

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N°554
2017.4.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

大阪支部特集

- 引き続き「ヘイトハラスメント裁判」へのご支援、よろしくお願いたします…………… 金 星 姫
機動隊員の土人発言に対する抗議声明発出と大阪人の感覚…………… 奥村昌裕
東住吉事件報告…………… 青砥洋司
松原中央公園使用不許可国家賠償請求事件 勝訴判決の報告…………… 遠地靖志
京都支部の活動—他士業との連携と激怒企画…………… 伊吹健人
「あすわか兵庫」の活動について—初めての自主公演や共謀罪の劇など…………… 大多和優子

ロースクールの実情と法曹養成

他学部出身者の辛かったロー生活—多様性・教養について…………… 菊地智史

シリーズ 憲法審査会審議批判③

「新しい人権」…………… 川口智也

2016年度第4回拡大常任委員会(宇都宮)開催

- 沖縄からの報告—反・基地反対運動への抵抗
- 地元企画「今市事件」報告
- オブショナルツアー・足尾銅山
- 南スーダンPKOからの自衛隊撤収に関する議長声明



「春、爛漫。」(東京・新宿御苑)

大阪支部特集

引き続き「ヘイトハラスメント裁判」へのご支援、

よろしくお願いいたします。

大阪 金きん星姫せんに

本

原稿では、大阪地方裁判所堺支部にて係属している「ヘイトハラスメント裁判」（提訴の詳細については、本紙No.五四二二〇一六年四月号）をご覧くださいの現状について簡単に報告することとする。

この間、原告からは、「在日コリアンの歴史」と題した書面（第八準備書面）を提出した。一見、歴史についての主張はヘイトハラスメントと関係が無いように思えるかもしれないが、私たち弁護士は、被告らが社内で配布している文書や配布行為の意味を正確に理解するためには、「在日コリアンの歴史」を知る必要があると考えている。

準備書面では、一〇〇年以上に及ぶ在日コリアンの歴史、主には、戦前から現在に至るまでの在日コリアンが置かれた法的地位を概説しており、

また、西暦二〇〇〇年以後についてはいわゆる「嫌韓」ブームやヘイトスピーチが活発に行われるようになった事実等について言及している。それらの歴史や事実を概観することによって、在日コリアンに対する「構造的な差別」が日本社会に根付いており、日本におけるヘイトスピーチが主として在日コリアンがターゲットになっている理由を明らかにし、それによって、被告らが配布している文書や配布行為の人種差別的性格を明らかにしている。

被

告会長は、社内で文書を配布している意図につき、準備書面において次のように主張している。

「日本の子ども達の現状に強い憂慮と危機感を覚

えるとともに、我が国の子どもたちがかかるネガティブな意識を有することになった要因としては、日本の歴史の負の部分のことさら強調する一方で、正の部分を通小評価し自国を貶める偏頗な歴史認識（いわゆる「自虐史観」）が長年ばかり、重要な事実について教育現場や国際社会においても誤った認識が広まっていること、我が国の豊かな文化や高度な道徳の継承が十分にできていないこと、それらの背景として日本の公教育やマスコミのあり方に深刻な問題があると考えている」「（このような）思いを有する被告会長は、自身が創業し経営している被告会社の役員、従業員らにも日本の文化・道徳・歴史について正しい知識や認識を広めることにより、それが被告会社を超えて社会に少しでも伝わり、さらにそこから教育のあり

方が改められていくなどして、微力ながら我が国の子どもたちの将来を明るいものにできる一助になればという真摯な目的、意図から社内での資料配布を行ってきた」

このような、「日本人の自虐史観、日本の子ども達の自虐史観を正す」という文脈や「正しい歴史認識を持つ」という文脈の中で、被告らは、韓国・朝鮮そして、在日コリアンの歴史認識についての文書を大量に配布している。なぜ、そのような文脈の中で韓国人・朝鮮人、韓国・朝鮮そして、在日コリアンらを貶めるような内容の文書が配布されることになるのであろうか。在日コリアンの歴史を概観してわかることは、日本政府や日本社会による構造的な差別が残念ながら現存しており、この構造的な差別がヘイトスピーチや本件

被告会社での配布文書に記載されている内容を下支えしているということなのである。

被告らの歴史認識の是非それ自体について裁判所に判断を求めるわけにはいかないが、本件訴訟において被告会長や被告会社が行っているような「人々が持つ歴史認識を修正しようとする」という行為が持つ意味については、問題とせざるを得ない。特に、本件では、多様な背景を持つ人が働くことが予定されている「職場」において「会社の代表者が、自身の会社において勤務する従業員の歴史認識を改めさせようとする」ために資料を配布しているがゆえに、なおさら問題となるのである。被告会社において配布されている資料が非常に膨大であり、その整理に時間を要しているところではあるが、引き続き代理人として、現在も被告

会社にて勤務を継続している原告を支えていこうと思う。

以

前も述べたように、ヘイトハラスメント裁判は、レイシズムや排外主義に晒された原告の被害を回復する裁判であると同時に、在日コリアンたる原告を含む全ての労働者が、国籍や民族・文化が異なっても互いに市民的自由を享受しいきいきと働ける就業環境を実現するための労働裁判としての意義を有している。

弁護団一同、引き続き原告を支えて共に戦って行こうと強く決心している。この訴訟に関心を持って頂き、引き続きたくさんさんの支援をお願い申し上げます。次第である。

機動隊員の土人発言に対する抗議声明発出と大阪人の感覚

大阪 奥村 昌裕

二

○一六年一〇月一八日、沖縄県東村高江の米軍北部訓練場付近において、大阪府警

から派遣された機動隊員がヘリパッド基地建设に抗議する市民に対し「触るな、クソ!」「ボケ、土

人が」などと差別的発言を含む暴言を吐き、市民を侮辱し威圧した。それに対し松井一郎大阪府知

事がツイッター上で「ネットでの映像を見ましたが、表現が不適切だとしても、大阪府警の警官が一生懸命命令に従い職務を遂行していたのがわかりました。出張ご苦労様。」と発言した問題について、大阪支部では、同月二〇日付で「大阪府機動隊員および松井知事への発言への抗議声明——沖繩の人々への『土人』などの暴言は許されない——」を出し大阪府庁へ提出した。そして、ネットにアップしたところ「差別発言も松井知事の言動も大阪の恥！ 抗議は当然」「大阪の若手法律家から抗議声明が出ました。よくぞ早い時期に抗議声明を出してくれました。本当に情けなく悲しくそしてこんな人を知事にしてしまったことの憤りをどうすればいいのか困惑していました。」など、多くの人から賛同をいただいた（声明はFacebook「青法協おおさか」に掲載しています）。

そ

の一方で、大阪のマスコミ関係者の取り上げ方が消極的との印象は否めなかった。さらには、一月三日、大阪市内で「機動隊（沖繩派遣）を偏向報道から護るデモ」が行われ、この「土人発言」を擁護するデモに約一〇〇人が参加したとのことであった。問題発言後、ネットの世界では住民が機動隊に対して「暴言」を吐いているという情報が流れる中、デモは沖繩で大阪府警の機動隊員はすさまじい暴力にさらされ、人権が侵害さ

れていると訴えて行進し、デモを見ている沿道の人々の中にはある種、共感する声もあったそうである。これが大阪の一般市民の感覚なのであろうか。また大阪市出身、元大阪のTV番組の放送作家である百田尚樹氏は「反対派の連中もひどい言葉を吐いている。マスコミはそつちをまったく問題にしないのはなぜか。」などとSNSに投稿した。この感じ……違和感を覚えるのは私だけではないはずである。いや、多くの大阪の人間にはそうあって欲しい。

土

人発言「知事による発言擁護」の問題を見誤ってはいけない。問題は市民に対し威圧的言動、差別用語を発したのが権力側の警察であることである。市民が機動隊の人権侵害をするのではない。権力を持つ機動隊が人権侵害の主体となるのである。声明ではこの点に注意を払い、法律家の視点で次のように述べた。

「公務員は憲法尊重擁護義務（憲法九九条）を負うのであり、憲法が保障する基本的人権を直接的に侵害する暴言は断じて許されない。警察法第二条二項は、警察官の活動について『いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない』と規定している。また、国家公安委員会が定めた『警察職員の職務倫理及び服務に関する

規則』は、警察職員の職務倫理として『人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること』を求めている。今回の機動隊員の発言がこれら法令に違反していることは明らかである。」「警察権を含む国家権力の発動は、日本国憲法および刑事訴訟法などの法規に従い、その範囲内でのみ認められる。これは、権力による人権侵害を回避する立憲主義の基本原則である。大阪府および松井一郎知事は、この基本原則に立ち返り、真摯に謝罪するとともに、二度と今回と同様の事態が生じないよう再発防止策を具体化するべきである。」

これら差別発言、発言擁護の背景に、本土に根強く残っている沖繩蔑視、差別意識があることは容易に想像できる。この差別意識はどうすれば無くなるのだろうか。

私

を含む大阪支部のメンバーは二〇一六年一月（高江の抗議活動訪問）に参加した。この時の様子は「青年法律家」No.五五二において吉留慧会員が詳細に報告している。

私は、現場に行き、何も言葉が出なかった。ただただ基地に翻弄され、闘い続ける現地の人達の姿に圧倒された。そして、自分は、本当に沖繩のことを我が事として捉えているのか自問したが、その場で明確な答えは出なかった。頭で理解して

いるが、心で捉え切れていないのではないか。これから、大阪にいる私たちにできることは何なの

だろうか。真摯に向き合い、すぐに行動することが必要である。

東住吉事件報告

大阪 青砥 洋司

1

一九九五年七月二三日の夕方、大阪市東住吉区の住宅が火災になり、一二歳の少女が亡くなった。これについて、少女に学資保険がかけられていたこと、当時住宅には鍵がかけられており密室状態であり第三者の放火の可能性がないこと、当時少女が入っていた風呂の種火以外火の気がないところからの火災だったことから、少女の母親である青木恵子さんと、同居した朴龍皓さんが、九月一日に逮捕され、九月三〇日に現住建造物放火・殺人で、一〇月三日に詐欺未遂で起訴された。

上告棄却となり、無期懲役が確定した。その後、二〇〇九年八月七日再審請求、二〇一二年三月七日大阪地裁再審開始決定、二〇一五年一〇月三日大阪高裁抗告棄却により再審開始決定が確定した。

再審開始決定をうけ、二〇一六年八月二〇日大阪地裁で無罪判決が言い渡され、検察官が即日上訴権放棄したことにより青木さんの無罪が確定した。(朴さんも、ほぼ同様の経過で、無期懲役が確定した後、再審無罪となっているが紙面の都合上、詳しい日時は割愛させていただいた)

2

青木さん(八枚)と朴さんの多数の手書きの自供書を証拠として一九九九年五月一日大阪地裁無期懲役、二〇〇四年二月二日大阪高裁控訴棄却、二〇〇六年二月二日最高裁

東住吉事件については、弁護団が火災の再現実事件をして再審無罪となったという評価が多いようである。事実、二〇一二年五月二〇

3

日に弁護団が静岡県駿東郡小山町で行った放火再現実験により再審開始決定(二〇一二年三月七日)が出されたことは間違いない。この点について、それまで、再現実事件をしなかったのか、しているなら結果はどうだったかという質問をよく受ける。再現実験については、弁護団が二〇〇六年四月一七日に同じ小山町で再現実験をしているわけであるが、実は、警察・検察は起訴前の一九九五年九月二五日に一度、高裁係属中の二〇〇一年五月一五日に二度の再現実験をしている。そして、いずれの再現実験でも朴氏の自白通りに約七リットルのガソリンを撒いて放火しようとするると火炎に包まれ放火できないことが確認されていたのである。また、検察官は弁護団が行った再現実験に基づ

く再審開始決定に対して即時抗告し、その中で、弁護団の再現は再現性が不正確であると主張していた。そして、床面の傾斜などに差をもうけながら二〇一三年六月二十七日から二十九日まで検察官は三度の再現実験を行った。結果は弁護団の行った再現実験と同じくガソリンを撒き始めて二〇秒程度で風呂の種火から引火して朴氏の自白通りの放火は不可能であることが確認された。

4

ところで、無罪判決のためには全く必要ない問題であるが、なぜ、火の気の無い密室の住居から火災が発生したか疑問に思われるかもしれない。実は、再審開始決定のあった当日（三月七日）、報道を見た方から驚くべき情報が発

護団に寄せられた。所有するホンダアクティに満タンに給油してしばらく置いておくと給油口からガソリンが漏れるというのである。弁護団では三月二日に千葉県まで行き実際に車を見せて貰い、その後、何度も千葉まで行きガソリンが漏れることを確認した。そのようなケースが他にもないかとインターネット等で調べると、ホンダアクティの給油口からガソリンが漏れるという事例がたくさんあることが分かった。そこで、神奈川県大学の石濱正男教授（当時）にどのような条件であれば朴車からガソリンが漏れるかについて鑑定書を作成していただき大阪高裁（再審請求審・即時抗告審）に提出した。これに対して大阪高裁も、自然発火である具体的可能性が否定できないとし

て検察の即時抗告を棄却し、再審公判において大阪地裁が再審無罪の判断をしたのである。

5

そうなると、なぜ、朴さんや青木さんが自白しただけでなく、手書きの自供書まで多数作っているかということが問題になる。

また、青木さんは、捜査の違法を訴えて国（検察）と府（警察）に対する国家賠償請求訴訟をするだけでなく、アクティを製造販売した本田技研工業に対する損害賠償請求をしている。二〇年以上前の火災の原因となる車両を作ったとしても、除斥の問題をどのように乗り越えるかも問題となる。それらについては、紙面の都合上、別の機会に報告したい。

松原中央公園使用不許可国家賠償請求事件 勝訴判決の報告

大阪 遠地 靖志

一 はじめに

二〇一六年一月二五日、大阪地方裁判所堺支

部第二民事部（橋本真一裁判長）は、松原民主商工会が「民商まつり」を開催するために行った松原中央公園の使用許可申請を不許可とした松原市の

決定を違法であるとして、市に対し、九〇万円余りの損害賠償の支払いを命じた。

一 提訴に至る経緯

(1) 松原中央公園は、その名のとおり松原市の中央部にあり、図書館などの公共施設が隣接され、交通至便な松原最大の公園である。同公園は、これまでに、多くの市民が集会やイベントなどを開催し、また、メーデーの会場にもなってきた。松原民商も過去に、同公園で、設立二〇周年、四〇周年を記念した「松原民商まつり」や、DJ盆踊りなどを開催してきており、四〇〇〇人、五〇〇〇人を超える市民が参加してきた。

二〇一三年九月、松原民商は、二〇一四年一月に五〇周年記念まつりを松原中央公園で開催することを決め、実行委員会を重ね、準備をしてきた。民商まつりは、体操やAED講習、河内音頭や腕相撲大会などのイベントや、青年部、婦人部、各支部、労働組合などによる模擬店などが出店される、市民誰もが参加できるまつりとして企画された。そして、その準備の一つとして、松原中央公園の使用許可申請があり、市の担当部局と相談しながら申請の準備を進めていた。

(2) ところで、松原市は都市公園条例を定めており、市内の公園を使用する場合、同条例に基づいて公園の使用許可申請を行う必要がある。同条例は、①公の秩序を乱し善良な風俗を害するおそれがある、②暴力団の利益になり又はそのおそれ

がある、③公園の管理上支障があると市長が認めるときを不許可事由と定め、不許可事由に該当しないときは、市長は公園の使用を許可しなければならないと定めている。このような定め自体は、全国の地方自治体にも存在するものであり、特に問題のあるものではなかった。

ところが、現市長のもとで、二〇一四年五月、市は内規である許可審査基準を変更し、公園の使用許可要件として、「市の協賛・後援を得ること」を付け加えた。つまり、市の協賛・後援が得られない集会等は公園の使用が許可されない、という仕組みができてしまったのである。

(3) 松原民商は、二〇一四年九月、公園の使用許可申請を行ったが、市から「市の協賛・後援」が確認できる書類を提出するよう求められた。そこで、松原民商は、市に対し、後援名義使用承認を申請したが、市は「主催団体の宣伝、売名を目的とするものと類推されるおそれがある」として不承認とした（この不承認決定の理由自体、不当ではあるが本件の争点ではないので詳細は省略する）。その結果、「市の協賛・後援がない」から、「公園の管理上支障がある」として、不許可決定となったのである。

そこで、二〇一四年二月、「市の協賛・後援がない」から「公園の管理上支障がある」として不許可決定をしたことは違法であるとして、本件訴訟

を提訴した。

三 本判決の概要

本件訴訟の中心的争点は、本件不許可決定の違法性であるが、実質的には公園使用の許可要件として、市の後援等の承認を要件とする仕組みの是非が問われた。

判決は、まず、松原中央公園が地方自治法二四四条にいう「公の施設」に当たり、市は正当な理由がない限り、住民がこれを利用することを拒んではならず、その利用について不当な差別的取扱いはしてはならない、と判示した。その上で、「住民等は、その施設の設置目的に反しない限りその利用を原則的に認められることになるので、管理者が正当な理由もないのにその利用を拒否するときは、憲法の保障する集会の自由の不当な制限につながる」として、市民による公園の使用を集会の自由につながる重要な憲法上の権利と位置づけた。

そして、不許可事由の一つである「公園管理上の支障」については、支障が生ずるとの事態が、許可権者の主観により予測されるだけでなく、客観的な事実を照らして具体的に明らかに予測される場合に限り、と厳しく限定した。このような判断は、会館使用に関する泉佐野市民会館事件の最高裁判決（平成七年三月七日判決）や上尾市福

社会館事件の最高裁判決（平成八年三月二五日判決）や、都市公園の使用に関する琉大学生会事件の那覇地裁判決（平成八年三月二八日判決）と同様である。

市は、公園の独占利用により、近隣住民の随時利用が妨げられ（松原中央公園は、近隣公園であり、近隣住民の憩いの場でもある）、これが公園管理上の支障の有無や程度に関わるから、市の後援等を得られるような特別な理由がある場合に限り、公園の使用が許可されるべきであると主張していたが、これに対しても、判決は、松原中央公園を集会による使用に供することは、公の施設の使命として、当然に想定されている範囲を超えるものではないから、公園管理上の支障が生じるものではないとして、市の主張を排斥した。

さらに、判決は、公園使用の許可要件として、市の後援等承認を要するとした仕組みについても、後援等承認を得られなかった者は「公園使用の許可を得られないこととなり、公の施設である公園の使用の可否を決するに当たり、集会の目的や集会を主催する団体の性格そのものを理由として、使用を許可せず、あるいは不当に差別的に取り扱う危険性をはらむ余地があり、その運用次第では、問題がある仕組みである」と警鐘を鳴らした。

そして、判決は、民商まつりについて、公園の

管理上の支障が客観的な事実に照らして具体的に明らかに予測されなかったとして、不許可決定を違法であると断じ、民商まつりの不開催による損害として計九〇万円余りの賠償を命じた。

四 本判決の意義

市では、審査基準が変更されてから、市の協賛・後援のない集会等を公園で開催することができなくなり、市民の集会の自由が不当に制限されてきた。

本判決は、市民による公園使用を集会の自由に結びつく重要な権利と位置づけ、正当な理由がない限り、これを許可しなければならず、通常の利用形態であれば、広く公園使用が認められるべきであるという、当たり前の判断をした点で意義のあるものである。

公園使用については、複数の地方自治体において、何らかの制限的な条例や内規を設けており、中には松原市と同様に地方公共団体等の後援等を要件としている例もある（本件では争点とならなかったが、市の審査基準は、「政治的又は宗教的な活動を行うこと」を不許可事由の一つとしている）。地方自治体による集会の自由に対する不当な制限・干渉が目立つ中、憲法上保障された集会の自由にとって重要な意義をもつ判決である。

本判決後、市議会で保守系議員からも、「市の

協賛・後援」を要件とする審査基準に対し、疑問の声が挙がっている。

また、本判決は、非財産的損害として八〇万円が認められた。判決は、その理由として、松原民商が民商まつりの実施に向けて一年余りも実行委員会を重ねて費やされてきた労力が無駄になったことに加え、本件仕組みが残っている限り、今後も民商まつりを開催することが事実上困難な状態が続いており、松原民商が受けた不利益が極めて大きいことを挙げており、非財産的損害の認定においても意義のあるものである。

五 最後に

本判決に対し、市は控訴し、審査基準を制定した経緯を立証するとして、制定当時の担当職員の証人尋問を申請した。

しかし、大阪高裁第三民事部（江口とし子裁判長）は、証人尋問の必要性はないとして、証人申請を却下し、即日結審した。判決は、五月二日に言い渡される予定である。

（弁護団は、南大阪法律事務所松尾直嗣、岩嶋修治、長岡麻寿恵、高橋徹、遠地靖志）

京都支部の活動

—他士業との連携と激怒企画

京都 伊吹 健人

1 二〇一六年度の活動概要について

二〇一六年度も、例会活動や学生ゼミのほか、京都ならではの活動である三青会（京都青年司法書士会、近畿青年税理士連盟京都支部との合同会）等を実施した。

例会について、多様性を重視し、両性、消費者、環境等、憲法問題に限らず広い問題を取り上げた。もちろん、憲法問題についても問題提起し続けており、学生ゼミでは、金杉美和会員による「憲法の魅力を再発見♪ セキララ憲法☆」を開催し、憲法の意義と改正案の問題点についてわかりやすく勉強できる機会を設けた。また、九月例会では、山下信子会員を講師に招き、「安保法制に異議あり！ 怒れる女子たちの法律意見書（男子も可）」で書いて話して」と題して、その活動を振り返った。さらに、支部総会の記念講演は、立命館大学法学研究科の植松健一教授から憲法問題につ

いてご講演いただいた。

2 三青会について

二〇一六年度は、四月に司法書士側主催で「司法書士から見た相続・遺言」その遺産分割協議書で大丈夫？」の題で、八月に税理士側主催で「銀行との付き合い方について」の題で、そして、一月に当支部主催で「集団的消費者被害回復訴訟制度の概要」の題で、それぞれ合同勉強会を企画した。

当支部主催の回では、小生が講師を務め、消費者団体が金銭的被害に遭った消費者を代表して、事業者から被害回復を行う新制度（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律。二〇一六年一月一日より施行）を解説した。

同制度は二段階の手続からなり、第一段階では、内閣総理大臣から認定を受けた「特定適格消

費者団体」が原告となり、事業者を被告として多数の消費者に共通する金銭の支払義務の確認訴訟を提起し、団体が勝訴すると、第二段階として、団体が個々の消費者からの授權を受け、個々の被害金額を確定する手続を経た上で、まとめて事業者から被害金を回収し、消費者に分配する。なお、この訴訟手続では、第二段階の提訴前に、団体による仮差押えも認められている。

この制度により、少額多数の消費者被害について、消費者の負担を軽減した形で、集団的に救済することが期待される。

勉強会では、従前の弁護士形式による解決方法との関係や、司法書士、税理士による協力の可能性も検討した。司法書士は、消費者法に関する実務経験を活かすほか、仮差押えや強制執行時において不動産に関する知識・経験を活用することが考えられる。また、税理士においては、事業者の会計の状況が問題になる事案（解約料が問題にな

る場合の事業者の損益等)での分析や、団体の運営等で活躍することが期待される。

専門的なテーマではあったが、司法書士、税理士側からも、顧問先の企業との関係でのコンプライアンスの観点等多角的な質問・意見も出て、合同勉強会で扱った意義を感じられた。

なお、二〇一六年度から、土地家屋調査士会の若手有志も参加している。今後も有機的な連携を深めていきたい。

3 激怒記念日企画について

山下会員は、二〇一五年六月、京都で、「安保

法制を止める」「立憲主義を守る」という目的の下、女性弁護士を中心に「怒れる女子会@きょうと(※男子も可)」を立ち上げ、ブログでの情報発信をはじめ、出張講演等、精力的に活動してこられた。活動開始から一年、安全保障関連法の成立等大きな動きがあった。九月例会では、これまでの活動を振り返った総括と、今後に向けた意気込みを語っていた。また、

同会のブログでは、安政法制の内容や問題点についてわかりやすく解説するだけでなく、小説形式で、業務従事命令等で国民が戦争に巻き込まれていく状況を臨場感をもって伝えており、広く問

題意識を共有できる工夫がなされている。また、市民が集まる場に積極的に出向き、身近に感じる問題をわかりやすく伝えることにより、問題提起してきた。

安政法制については、そもそも国民にその生活への影響が十分に理解されていない点が危惧される。「怒れる女子会」の活動は、地道にひとりひとりに問題を伝えていこうとするものである。

安政法制に限らず、より良い制度を創ろうとする場合には、このような愚直な活動により種々まき、やがて花を咲かせることが重要なのだということを感じた。

「あすわか兵庫」の活動について

—初めての自主公演や共謀罪の劇など—

兵庫県

大多和優子



第一 はじめに

あすわか兵庫の活動について、以前にも、「青年法律家」に原稿を掲載していただきましたが、今回再び投稿させていただきます。

「明日の自由を守る若手弁護士の会」、通称「あすわか」は、自民党の改憲草案に強い危機感を覚えた若手弁護士の集まりで、二〇一三年一月に結成され、あすわか兵庫支部は、二〇一三年一〇月に設立されました。全国のあすわかメンバーは、

現在、五六〇名以上になり、そのうち兵庫支部のメンバーは、五二名となっています。

あすわか兵庫の活動は、憲法カフェ・学習会の講師だけでなく、駅前での朝宣伝、劇の公演、FacebookやTwitterでの広報など様々



2017.2.18 劇の自主公演

です。

第二 初めての自主公演

あすわか兵庫の活動の大きな特徴として、「劇団あすわかひょうご」という劇団を結成して、劇の公演を行っていることがあげられます。憲法やそれをとりまく情勢について、劇を通じて、楽しくわかりやすく伝える、ということを目的として

います。

「劇団あすわかひょうご」は、脚本もキャストも演出もすべて弁護士で行っていて、劇団メンバーは現在一五名くらいいます。劇団メンバーの人数も少しずつ増えてきています。

これまでは、様々な団体の企画に呼んでいただいて、劇を行っていたのですが、そろそろ自主公演をしてみようか……という話が出て、少し無謀なのではと周りからは心配されましたが、今年（二〇一七年）二月一八日に、何とか初めての自主公演を行うことができました。

自主公演は、神戸の新聞地にある「神戸アートビレッジセンター」という客席数二〇〇名前後の会場で行いました。自主公演に足を運んでくれる方がどれだけののか心配していましたが、かなり観客席が埋まっていたように思います。

自主公演の第一部は、「せんそうがおきるまで」という、安保法制や特定秘密保護法、共謀罪、盗聴法等をテーマにした劇を行い、アフタートークとして、劇の内容や法律の解説を行いました。また、特別映像ゲストとして永井幸寿弁護士に映像で登場していただき、緊急事態条項についての解説も行いました。

自主公演の第二部は、「憲法が起きるまで」という、一八歳選挙権、奨学金、ブラックバイト、ブラック企業、女性や若者の貧困、経済的徴兵制、

選挙制度等をテーマにした劇を行いました。その後特別企画「聴け！ 若者の声」と題して、高校生〜二十代の若者十名程度にステージに上がっていただき、特別ゲストとして津久井進弁護士をコーディネーターに迎えて、いまの若者の置かれている状況や思いを語っていただきました。

劇のなかでは、ギターの演奏や歌をまじえており、観ている人が、なるべく楽しみながら、憲法やそれにまつわる様々な問題について触れることができるように工夫しているつもりです。

自主公演後のアンケートでは、「劇を通じて危険な法律の中身がよく分かった」という感想や、「若い方の力がこれから大切、続けて欲しい」といった感想もいただくことができました。また、前より上手くなっているとといった感想もいただきましたが、素人の劇団ゆえ、やはり演劇や歌については厳しい意見もいただきました。こうした感想をいただけることで、劇団として少しずつ成長しているのかなと感じているところです。今後とも和気藹々と部活のように続けていけたら良いと思っております。

劇団あすわかひょうごでは、今回上演した劇以外にも、「憲法ができるまで」という立憲主義をテーマにした劇や、「憲法が昏眠するまで」という緊急事態条項をテーマにした劇をこれまで行ってきました。

今後は、二月二五日に、青法協の人権研究交流集会で、劇団あすわかひょうこの劇をさせていただきます。内容については現在鋭意検討中ですので、多くの青法協会員の方や、会員でない方にもご参加いただければ幸いです。

第三 共謀罪の劇

最近では、「共謀罪」についての劇も、四五人のキャストで行っています。これが結構人気で、共謀罪の劇と講演のセットでの依頼が増えていきます。

共謀罪の劇は、二〇一六年九月に、兵庫県弁護士会の市民集会で披露させていただいたのをきっかけに、二月一七日には菅屋で、二〇一七年三月五日には東灘でさせていただき、この原稿執筆時点で、四月九日、四月二三日、四月三〇日にも兵庫県内の各地でさせていただく予定となっています。

共謀罪の危険性や私たちにどのような影響がありうるかというのは、なかなか講演だけでは伝わりにくいということがあるようです。劇を通して、共謀罪法案が通ってしまったらどんな世の中になってしまうのか、普通の市民の行動や電話・ネット通信について監視される社会になってしまう恐ろしさを伝えられるように、という思いで行っています。

東灘での劇と講演後のアンケートでは、「難しい話だが、その実、本当に一人ひとりに身近な問題だとわかった。この共謀罪に絶対に反対しなければ大変なことになる」、「知れば知るほど共謀罪のおそろしさが浮かびあがってきました」という感想や、あすわか劇をDVD化して使わせて欲しいとの要望もいただきました。劇のDVD化については検討中ですが、こうして少しでも広がっていければと思います。

第四 広報等

(Facebook・Twitter)

あすわか兵庫では、独自のFacebookのページを、二〇一五年二月に作成し、少し遅れてから、Twitterも立ち上げました。FacebookやTwitterでは、憲法カフェ・学習会や劇の公演の広報等やあすわか声明の発表、署名集めの宣伝、その時々情勢等についての投稿をしています。文章は長文になり過ぎないようにして、なるべく写真や図などを一緒に載せるようにして、見てもらいやすいものを心がけています。

最近では、静岡の内山宙弁護士とのコラボ企画連続小説『夙川さくらがめざめるまで』の連載も行っております。詳しくは、「あすわか兵庫」で検索して、Facebookページをご覧ください。

第五 その他

そのほか、あすわか兵庫では、毎月一回程度、駅前で、街頭朝宣伝を行っています。基本的には神戸駅前で行っていますが、時には姫路駅前や、尼崎駅前、夙川駅前、学生の多いポートアイランドなどでも行っています。

また、全国のあすわか会員が行っているように、憲法カフェや学習会の講師活動も行っています。

二〇一六年二月には、あすわか兵庫三周年記念総会・特別企画として、あすわか静岡の内山宙弁護士による講演「憲法を伝える五つのヒント」を企画し、ベルばら、スター・ウォーズを題材にしたプチ憲法カフェをしていただきました。あまり関心がない方々にどのように伝えればよいかについて、内容の濃いレクチャーをしていただきました。

二〇一七年三月には、あすわか大阪と安保関連法に反対するママと有志の会@兵庫、尼崎と共催で、柳澤協二さんをお招きして、安全保障の実態や今後の行く末について考える企画を実施しました。

今後も、憲法やそれにまつわる情勢等について、多くの方に興味をもって考えてもらえるように、引き続き、頑張っていきたいと思っています。

他学部出身者の辛かったロー生活

—多様性・教養について

東京 菊地 智史

1 自己紹介と本稿の趣旨

私は、学部は文学部で、専ら小説や詩を書いておりました。そんな状況からロースクール未修者コースに飛び込み、戸惑いばかりの三年間をなんとか泳ぎ切り、留年ぎりぎりの成績で修了。四回の受験を経てようやく司法試験に合格し、修習に行つて参りました。現在は新人弁護士として、良き先達に恵まれ楽しく仕事をしております。

今回、法学部卒↓既修者コース↓一発合格！といったゴージャスな経歴の方とは少し違った経験に基づき、ロースクールについて少々ばやいてみます。

2 ロースクール一年目

—多様性の確保？

一年目の思い出としては、授業の内容を理

解できず休み時間に絶望していたことばかり想起されます。

未修者コースであるのに、そもそも先生のお話の内容は法学部である程度勉強した人向けのレベルでした。授業は「ソクラテスマソッド」というまとまりのない方式で運営され、誰のどの発言をノートに取ればよいか把握できず、指名され回答を求められても、分厚い基本書のどの部分を開けばよいのかさえわからず、黙って立ち尽くすばかり。毎日無力感に苛まれ、悲しくて情けなくて泣きそうになりながら、どこに何が書いてあるかくらいはなんとか把握できる予備校本を読んでいます。司法制度改革の趣旨の一つに、法曹人材の多様性の確保、という理念があったと記憶しています。

今、そんな理念を馬鹿正直に信じた若き日の自分に微苦笑を送るとともに、多様性確保

という理想を実現するための手段を誰か一人でも真剣に考えたのかという疑念を強くします。

多様なバックボーンを持った非法学部出身者の学生が、適切な手ほどきを受けて法学の世界に入門するためのシステムが確保されているとは、私には思えません。

私の周囲で、所謂「純粹未修者」の立場でロースクールに入学し、最終的に司法試験に合格した人の割合は、そう高くはありません。入学前に予備校に通っていた友人は二度目の受験で合格しました。そうでないある友人は留年して進級できずに去り、ある友人は何度目かの受験で司法試験を断念し、ある友人は五回目の受験で不合格となりロー時代の人間との連絡を絶ちました。

本当に法曹人材の多様性を確保したいのであれば、ロースクール一年目での躓きを防ぐため、何らかの対策を講ずることが必須です。例えば、科目ごとに、教授すべき内容を詳細に定め、授業の方式を純粹な講義形式にすること・予習の範囲を毎回明確にすることを義務づけてはどうでしょう。思いついたままに書いてみた上記対策の可否は置くにしても、このまま何らの対策も講じられないのであれば、ロースクール無益論は益々勢力を増すことで

しよう。

3 二・三年目

「ロースクールと」教養

二年目に既修組が合流して来て、彼らと自分との間の学力差に震え、無力感は更に深まりました。

この頃授業で習ったことで今も覚えていることは、ほぼありません。授業を聞いてもほとんど理解できず、授業の内容が術学的に過ぎ司法試験対策に直結していないと感じマジメに聞かず、とそんな理由からです。

七法以外の、ジェンダー法学やADRのような授業には、例外的に楽しく取り組んでいました。履修者にとり初学の科目であるため授業の内容が入門レベルに設定され、実務家の講師がペダンリズムに陥ること無く現場

ロースクールの実情と 法曹養成

の最前線のお話をしてくださったからです。他方、既修組の大部分は、そのような司法試験に直結しない科目を履修するようなことにはせず、賢く賢く、七法に関連した授業を履修していた印象です。

修習中、受験一回目で合格した同期の修習生が、年配の弁護士に「法律以外の教養がない」とお説教

をされている場面に遭遇しました。

たしかに、修習同期には、例えば社会問題や文化芸術等の分野に関心のある者は少なく、そのような点で教養不足の傾向が強かったことは否定しません。

しかし、受験一回目で司法試験に合格されたような人たちは、脇目も振らずに司法試験の勉強に邁進したから、優秀な結果を残せたわけです。

教養に富んだ人材を本当に求めるのであれば、昔のように司法試験の選択科目として心理学や政治学等他分野の科目を復活させるなり、教養的な授業の履修を必須とするなり、それなりに方策はあるはずですが、修習生にお説教をされた先生が、そのような方策を提唱していると聞いた記憶はありません。

というか、その先生個人レベルでも、修習生の教養を向上させるためにやれることはあるはずですが、例えば、司法試験に一回目で合格していなくても教養に富んだ修習生をその先生の事務所採用しては如何でしょう。

そのような方策を全くお考えになつていないのであれば、その先生は修習生の教養低下という現状を真に憂い教養に富む修習生を切望されたのでなく、単にお決まりのお説教をして悦に入っただけだ。そう断定し

たい気持ちに、私はなりません。

とはいえ、私はその先生のが大好きでした。先生ご自身は幅広く深い教養の持ち主で、法律以外の雑多なお喋りにお付き合い頂くことが私はとても楽しかったのです。先生に教えられて読んだ本もありますし、先生の教養で今も大切にしているお言葉もあります。

私自身、教養の足りなさ故に職務に支障を来さないよう、日々研鑽して参りたいところです。

4 終わりに

以上つらつらと書いて参りましたが、多様化により様々な分野の教養を持った法曹が増えたら、異文化混交により業界の活性化も図れましょう。制度の停滞がいわゆる昨今、多様化と教養のお話、マジメに考えてみませんか偉い人たち？ っと思つてます。

「新しい人権」

東京 川口 智也

1 足立康史衆議院議員

—— 維新・比例近畿ブロック
—— 第二回憲法審査会

足立議員は、「私たちは本年（筆者注：二〇一六年）三月、教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の三項目から成る憲法改正原案を取りまとめました」、「第一の、幼児教育から高等教育までの教育無償化については、……予算の制約から実現できていない」、「教育無償化を憲法に規定することにより、予算措置と立法化を国に義務づけていく」、「憲法に規定すれば、どの政権のもとでも教育無償化の方針を堅持することができます」と発言している。また、日本維新の会HP上の教育無償化法案の解説動画において、足立議員は、「法律でできるじゃないかという人がいるので、一応

法律も作っておこうかということで、法案を提出した」などと発言している。

教育無償化それ自体は、無償化の範囲や財源確保等の問題が生じ得るとしても、基本的には実現が望まれるものである。また、無償で教育を受ける権利を「新しい人権」として定めることそれ自体についても、反対意見をもつ国民は多くないだろう。しかし、そもそも現行憲法は、教育無償化を禁止しておらず、法律で教育無償化を実現することが可能である。また、足立議員の所属する日本維新の会が、真摯に教育無償化に取り組むのであれば、実現可能な法案を提出し、まずは法律レベルでの実現を目指すべきであって、憲法上の「新しい人権」として、無償で教育を受ける権利の制定に取り組むのはその後、というのが自然な流れである。しかし、日本維新の会HPでの足立議員の発言からすると、日本維新の会は、「法律で

できることだ」という反論をかわすためだけに教育無償化法案を提出したと疑わざるを得ない。教育無償化の具体的な方法の議論を深めるよりも前に、憲法上の「新しい人権」として実現しようとするのは、「改憲ありき」の雑な主張である（日本維新の会の教育無償化法案や憲法裁判所に関する検討は、紙幅の都合上、割愛する）。

このように、日本維新の会は、教育無償化を実現しようとする真摯さに欠けており、真剣にこれを実現しようとしているのか疑問が残る。日本維新の会の真の狙いは、国民の理解を得られやすい教育無償化とセットの統治機構改革、すなわち道州制への移行（地域間格差の拡大、行政サービス低下等、様々な問題が指摘されている）を実現することにある。

2 佐藤ゆかり衆議院議員

—— 自民・大阪第十二区
—— 第二回憲法審査会

「今後憲法改正を考えるに当たって、……できるだけ迅速に対応ができる、時代の変化のスピードに追いついていく、決定を下すことができるような、根拠としての憲法のあり方というものを一つ考えていかなければいけない」、「時代環境の変化として、どれだけ憲法制定当時と今の時代が違

っているか、どれだけ憲法が形骸化しているかというのを申し上げたい」「日本は少子高齢化で労働力が不足している。むしろ、全要素生産性、技術革新によって成長経済を達する、そのことによつて国民の豊かさを得る、そういう経済の路線に全くさま変わりを生じてきている。その中で、知的財産権というものをいかに保護していくか」「プライバシー権、ネットでの誹謗中傷はさまざまのものがございませう」「プライバシー権、そして人格権をいかにきちっと保護していくか、こうした新しい権利あるいは修正すべき権利の環境、こうしたものを……憲法審査会でも、……議論をすべき」などと発言している。

佐藤議員と同様に、社会の変化に対応するために「新しい人権」を憲法で定めるべきだと主張する改憲論者は多く、実際に、第三回衆議院憲法審査会では、斉藤鉄夫衆議院議員(公明・比例中国ブロック)が、同趣旨の発言をしている。しかし、現行憲法の施行から七〇年が経過しようとしている現在、その当時と比べて社会状況が変化しているのは当然であり、それが本当に改憲の必要性につながるのか慎重に判断しなければならない。その意味では、現行憲法は、柔軟な解釈や判例の蓄積により、時代の変化に対応しており、形骸化しているなどということはない。

佐藤議員は、社会状況の変化が改憲の必要性を

どのように根拠づけるのかという点について、一切具体的に説明していない。また、佐藤議員が例として挙げた知的財産権、プライバシー権については、社会の変化によりその重要性が高まっているとしても、法改正や現行憲法の解釈で十分に対応できるものであり、憲法上の「新しい人権」として定める必要は全くない。

このように、時代の変化への対応の必要性を殊更に強調する与党議員の発言の裏には、理解が得られやすい「新しい人権」に国民の意識を向けさせて、基本的人権を制約する自民党改憲草案(日本国憲法改正草案)の実態をごまかそうとする狙いがある。

なお、第二回衆議院憲法審査会では、船田元議員(自民・栃木第二区)及び中谷元議員(自民・高知第一区)が、「新しい人権」としての環境権に言及している。新しい人権として環境権を定めるべきと主張する改憲論者は多い。しかし、自民党改憲草案における環境権は、努力義務として定められているにすぎず、現在、憲法一三条の解釈により認められている環境権を後退させるおそれがある。同草案における環境権の規定からは、国民を欺いてでも、改憲にプラスのイメージをもたせようとする姑息な意図が感じられる。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

南スーダンPKOからの自衛隊撤収に関する議長声明

政府は二〇一七年三月二〇日、南スーダン国連平和

維持活動(PKO)に派遣している陸上自衛隊の施設部隊の活動について同年五月末をめぐりに終了することを決定した。これにより、安全保障関連法(戦争法)に基づく「駆けつけ警護」など新任務が付与された隊員約三五〇人が撤収することとなる。二〇一二年から実施された南スーダンPKO活動は、国連南スーダン派遣団(UNMISS)司令部への要員四人の派遣を除いて終了することとなる。

国会前をはじめ全国で抗議集会が開催されるなど国民の多くが南スーダンからの自衛隊の即時撤収を求め、また自衛隊派遣差止めの訴訟も複数提起されており、自衛隊撤収の世論は大きなうねりとなっている。青年法律家協会弁護士学者合同部会も、二〇一六年二月、二〇一七年三月にそれぞれ自衛隊の即時撤収を求める決議をあげたが、今回の政府決定については国民の多くが、そして当部会がかねてから主張し

ていたことが実現されたものと考ええる。

もともと、南スーダンからの撤収の理由については、菅義偉官房長官は、「ジュバは比較的落ち着いており、施設部隊の要員は安全を確保している。活動終了の判断は総合的に勘案した結果で、治安悪化を理由とするものではない」と説明した。しかし、二〇一五年七月の大規模な戦闘行為をはじめとして南スーダン全土で治安悪化が深刻化しており、これが原因であることは明らかであるため、菅官房長官が述べる撤収の理由は問題の本質をはぐらかすものであって適切でない。すでにPKO派遣五原則にて要件とされている紛争当事者間の「停戦合意」が崩れていたことからすれば、自衛隊の撤収は憲法およびPKO協力法に照らせば当然の判断であり、むしろ遅すぎたとも言える。

安倍晋三首相は、「ジュバでの施設整備は一定の区切りをつけることができると判断した」と述べたが、その判断の根拠は明確ではない。五年以上にも及ぶP

KO活動の実態について、防衛省の「日報」を全面開示して検証すべきである。また、安倍首相は「人道支援を充実するなど南スーダンの平和と発展のためにできる限りの貢献をする」とも述べたが、今後は、平和憲法の理念(前文、九条)に基づき、文民要員を派遣し、政府軍・反政府勢力の双方に話し合いの場を持つよう働きかけるなど平和外交こそ展開すべきである。当部会は、引き続き政府の暴走を監視するとともに、平和憲法の理念の実現に向けてさらに活動していくことを宣言する。

二〇一七年三月二四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

第四八回定時総会（東京）のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で定時総会を行います。ぜひご参加下さい。

記

□日時 二〇一七年六月二四日(土)一三時～
二五日(日)一二時半

□会場 東京都内

□特別講演 二四日(土)一三時半～一五時

「ヘイトスピーチ、排外主義にどう立ち向かうか」

講師 辛 淑玉さん

□地元企画 二四日(土)一七時～一八時

「築地市場の豊洲移転問題」 報告…大城聡弁護士

□オプショナルツアー 二五日(日)一二時半～一七時

「東京大空襲の戦跡を巡る」

詳細は別途送付の定時総会のご案内をご参照いただくか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。

今後の日程

【第48回定時総会】

*2017年 6月24日(土)～25日(日) 東京

【第16回人権研究交流集会】

*2017年11月25日(土)～26日(日) 大阪

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

5月18日(木)10時半～ 青法協本部
(全国スカイプ会議は11時半～12時)

【広報委員会】

5月30日(火)18時～ 青法協本部

編集後記



▼大阪支部の事務局で広報担当になり、初めて「青年法律家」大阪支部特集号に携わりました。▼

掲載記事を決めるにあたっては、大阪支部の事務局メンバーで、「関西での活動、関西の活気を全

国にお伝えしたい。そのためにはどういふものがいいか。」を話し合いました。そして、兵庫県支部、京都支部にもご協力いただき、今回の特集号が完成しました。今まさにホットな記事を掲載できたと思いますので、是非多くの会員の方に読んでいただきたいです。

(大阪支部 枝川直美)